

**立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）**  
**プロジェクト研究（共同研究科プロジェクト研究）**  
**2004年度研究【経過・成果】報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学法務研究科		
<b>共同研究科名等</b>	法学研究科、社会学研究科、ビジネスロー研究所、北海道大学法学研究科、神戸大学法学研究科		
<b>研究課題</b>	グローバル化する知的財産紛争～21世紀の新秩序の構築を目指して～		
<b>研究代表者</b>	所属・職名	氏名	
	法務研究科・助教授	早川 吉尚 印	
<b>研究組織</b>	所属大学名等・職名	氏名	
	法務研究科・教授 法務研究科・助教授 法務研究科・助教授 法学研究科・助教授 社会学研究科・助教授 法学研究科・専任講師 法学研究科・専任講師 北海道大学・助教授 神戸大学・助教授	橋本博之 松井秀征 東條吉純 上野達弘 石川 淳 浅妻章如 奥野 寿 横溝 大 島並 良	
<b>研究期間</b>	2004 年度 ～ 2005 年度		
<b>研究経費</b>	2004 年度	2005 年度	総計
	5,800 千円	5,600 千円	11,400 千円

**研究の概要** (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

知的財産法の領域においては、近年、外国特許・著作権の我国における侵害、職務発明の「相当な対価」の算定基礎に外国特許が含まれるかといったクロスボーダーな紛争が続出し、裁判所が混乱の中で対応に追われるといった事態が発生している。このような経済グローバル化の急速な進展により発生した新しい問題群につき、本研究プロジェクトは、知的財産法、国際私法、企業法、国際経済法、行政法、租税法、労働法、経営学の専門家を研究機関の垣根を越えて集め、かかる問題群の多角的・総合的な検討を図り、もって、そのあるべき規律を現代社会に対して提示することを目指すものである。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ 国際私法 ] [ 知的財産法 ] [ グローバリゼーション ]

## 研究【経過・成果】の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

1. 2004 年度においては、近年の経済グローバル化の急速な進展によって生じている国際的な知的財産紛争の背景にある問題群を幾つかの類型に分類すると同時に、その類型に応じて本研究プロジェクトに集う研究者を幾つかにグループ化し、その上で、グループごとに担当する問題に対応する現実の紛争をその実態をも含めて調査し、また、その背後にある問題群を多角的に検討し、あるべき規律を考察するという作業が行われた。

より具体的には、①外国特許・外国著作権の侵害紛争を巡る問題群、②職務発明の従業者への対価の算定の基礎と外国特許の紛争を巡る問題群、③知的財産に関する紛争(国際課税の問題を含む)の解決手続を巡る問題群の三つに分類した上で、それぞれの分類に応じて、①早川、上野、横溝、松井、②早川、島並、石川、奥野、③早川、浅妻、橋本、東條からなる三つの研究グループが組織された。

その上で、グループごとに、TKC ローライブラリや第一法規法令情報データベース、Lexis-Nexis、日経テレコンといった本学で利用可能なデータベースを駆使して、さらには、関連文献を渉猟することで、各問題群に関して我国および諸外国でどのような議論がなされているかにつき、そして、各問題群に対応する紛争の実態に関して(裁判例として顕在化したもの以外をも含む)、調査がなされた。また、データベースや文献だけでは不明確な点に関しては、現地調査を行い、9月に横溝がドイツを、11月に早川がイギリスとフランスを、3月に早川が発展途上国の代表例としてブラジルを、それぞれ現地に直接に赴いて調査活動を行った。

また、そのような調査の結果は、グループごとに定期的開催された研究会合に持ち寄られ、情報の突き合わせ作業、分析作業、統合作業が繰り返された。

2. また、そのような作業の結果、暫定的なものであっても一定の纏まった成果を挙げることができたグループに関しては、その成果を論稿の形で公表するとともに、その内容を全体会で報告し、総合的に検討する作業も行った。

具体的には、7月末の段階で開催された全体会合において①のグループが報告を行い、外国特許・外国著作権の侵害に関する国際私法・国際民事手続法上の問題につき、その時点における到達点や今後調査すべき内容について議論がなされた。また、11月に開催された全体会合では、③のグループが報告を行い、知的財産権への国際課税を巡る法的問題や法的紛争について集中的に討議がなされた。

また、外部の研究者や実務家、さらには、外部の研究組織との間で、その時点での研究成果の報告や情報交換も盛んに行われた。具体的には、早川、松井、横溝が、9月1日から2日にかけて北海道大学で開催されたセミナーにおいて報告・出席した際に、知的財産法の研究に関する北海道大学の COE プロジェクトの統括者で、かつ、②の問題に論稿も著している田村善之北海道大学教授、及び、その他の知的財産法スタッフとの間で、①と②の問題に関して、様々な情報交換を行った。また、10月23日に鹿児島大学で開催されたセミナーで早川が①のグループのその時点での成果につき報告した際に、久保次三教授(元・(株)日産自動車・知的財産部)をはじめとする鹿児島大学の知的財産法スタッフ(工学系のスタッフも含む)とも①～③の問題に関して広く情報交換を行った。さらに、早川が2004年度に委員を務めていた日本国際知的財産保護協会における「模倣品取締りのための国際協力に関する調査研究委員会」において、①と②のグループのその時点での到達点に関して、また、③の問題の中でも特に知的財産侵害物品の水際規制の問題に関して報告し、これらの問題の専門家である道垣内正人早稲田大学教授(国際私法)、大町真義一橋大学助教授(知的財産法)、これらの紛争を代理人として手掛ける熊倉禎男弁護士、大野聖二弁護士らとの間で、様々な形で定期的に議論を行った。なお、そうした外部の団体との情報交換の結果、本研究プロジェクトは多数の研究者・実務家の興味関心をひき、その結果、本研究プロジェクトの成果を世に問うために開催される後述のシンポジウムにおいて、①のグループのセッションに関しては大野弁護士に、②のグループのセッション

**研究【経過・成果】の概要 つづき**

に関しては田村教授に、③のグループのセッションに関しては大町助教授と熊倉弁護士にそれぞれコメンテーターとして参加いただけることになった。

また、②に関しては、S F R の交付の直前に本研究プロジェクトのメンバーの一部によって開催されたセミナー(2004年5月21日に「法務研究科特別セミナー」の一環として開催された「従業者による職務発明の『相当な対価』」)における成果を、②のグループを中心に2004年夏にかけて取りまとめ、2004年秋に発行された立教大学ビジネスロー研究所の Newsletter に掲載する形で全国の関連研究団体に配布し、成果報告とそれに対する反応を引き出すことが目指された。この他、本研究プロジェクトの現時点での成果の一部は、論稿の形でも著されているが、それに関しては、後掲の当該欄を参照。

3. 今後、特に2005年度に関しては、グループごとに、それぞれが担当する問題の解決のために必要な新たな規律の考察を続け、対外的に提示すべき成果の取り纏め作業を行う。また、数度にわたり全体会合を開催し、各グループの内部における成果を全体で批判的に検討しあうといった作業も並行して行うことになる。また、その際には、外部の関係分野の研究者や実務家をさらにゲストとして招き、本研究プロジェクトの構成メンバー以外の声もさらに反映できるようにする。その上で、夏季休暇明けには、暫定的な報告書の形で研究成果を取り纏める予定である。

また、かかる暫定的な報告書は、2005年9月16日に東京・大手町の学術総合センターの中会議場で開催する、我国の知的財産法に関係する研究者・実務家を一同に集めた一日がかりのシンポジウムにおいて報告される予定である。同シンポジウムは、①②③の三つの研究グループに対応する形で三つのセッションから構成される予定であり、同報告書をたたき台に、グローバル化する知的財産紛争に対する新しい規律の総合的な検討がなされることになる。また、シンポジウム後には、シンポジウムでの検討の成果を反映させる形で報告書を完成させ、専門誌への掲載あるいは専門書の刊行という形で外部へも公表する予定である。

なお、同シンポジウムには、コメンテーターとしての参加を御承諾いただいた上記の研究者・実務家の他に、植村昭三W I P O 事務局長特別顧問、中山信弘東京大学教授、大淵哲也東京大学教授、相澤英孝一橋大学教授、井上由里子神戸大学教授といった我国の知的財産法研究の第一人者の方々からも、各セッションの座長等を務めることにつき既に承諾をいただいております、そのことは本研究プロジェクトが全国規模で注目を集めている証左であるといえよう。